

鳥取県立大山駐車場に係る

「指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会」

の委員を募集します

県では、多くの皆様に国立公園大山の自然、歴史、文化に親しんでいただけるよう、大山町内に駐車場を設置し、指定管理者（一般社団法人大山観光局）が管理運営を行っています。

このたび、県では、「鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該駐車場の指定管理候補者選定及び指定管理運営状況が適切であるか等を厳正かつ公平に審査・評価することとしています。

については、県民の皆様の意見を施策へと反映させるため、同委員会の委員になっていただける方を公募します。

【募集概要】

- 1 募集人数 1名
- 2 応募資格 次のすべての要件を満たすこと
 - (1) 国立公園大山の観光振興に関する知識・意欲・関心があり、委員会において公平・公正な立場で意見を述べられること
 - (2) 鳥取県内在住で、満18歳以上（令和8年4月1日現在）であること（未成年の場合、保護者等の同意が必要）
 - (3) 開催される委員会に出席できること（平日開催を予定）
 - (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
 - (5) 国若しくは地方公共団体の職員又は議会の議員、県の設置する他の附属機関の委員でないこと
- 3 募集期間 令和8年3月18日（水）～同月31日（火）必着
- 4 応募方法
 - (1) 応募書類の入手方法
県庁、県の名総合事務所で入手いただくか、次のウェブサイトからダウンロードしてください。
URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/327852.htm>
 - (2) 提出書類 所定の応募用紙と、下記テーマによる400字程度の作文を併せて、応募先に提出してください。
【作文テーマ】 国立公園大山の観光振興を図るためのアイデア
※作文については、電子データ、手書きを問いません。用紙も自由です。
※応募用紙と作文は返却しませんので、ご了承ください。
 - (3) 提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、応募先への持参
 - (4) 応募先 鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課（担当：福安）
〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 【電話】0859-31-9636
【ファクシミリ】0859-31-9794 【メールアドレス】seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
※個人情報、委員の選定及び結果の通知等、本委員会に係る業務にのみ使用いたします。
- 5 選定方法 応募書類を審査の上、応募理由や作文を総合的に審査し決定します。
- 6 選定結果の通知 応募された方全員に、郵送等によりお知らせします。
- 7 その他 本公募による委員就任は、令和8年度予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

【対象となる指定管理施設（県立大山駐車場）の概要】

駐車場の名称	所在地	駐車可能台数
大山博労座駐車場	西伯郡大山町大山字博労座40-1外	720台
大山屋内駐車場	西伯郡大山町大山字木原120-2	331台
大山楨原駐車場	西伯郡大山町赤松字上楨原568-2	1,530台

【鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会について】

- 業務：指定管理施設（県立大山駐車場）の指定管理候補者選定及び管理運営状況等についての審査・評価等
- 任期：任命の日（令和8年4月を予定）から令和13年3月31日まで
- 構成：学識経験者、公認会計士又は税理士、施設に関する有識者
- 開催回数・時間等：年間1～2回程度・1回あたり2時間程度（予定。会議開催がない年もあります。）
- 委員報酬等：県の規定により報酬、交通費をお支払いします。
- 氏名等の公表：委員会は原則公開で行うため、資料及び会議録等において、氏名及び発言概要等を公表します。

